

第 1 次再発防止策素案（たたき台）

（前文）

点検検証部会設置や検討の経緯

品質管理の視点

エラーをゼロにすることはコスト面の負担大。重要度やリスクに応じた対応が大切

I. 統計作成プロセスの適正化

1. PDCAによるガバナンスの確立

- ・ 部局長級、課室長級職員の統計作成プロセスへの関与が少ない。調査後の点検・評価も不十分。

各府省において、調査実施後に統計幹事の下で、調査計画の履行状況、回収率等の調査精度に関する事項、利活用状況等について点検・評価を行うことをルール化が必要。

点検・評価を踏まえ、マニュアル修正、調査計画改定、利活用が低調な調査の中止や調査事項の削減等の措置。

- ・ 総務省（基幹統計は統計委員会を含む）でも、各府省の点検・評価結果を検証して、自ら承認した調査計画の実施状況の検証を行い、必要に応じて調査計画の改定等を求める。

2. 調査計画の承認審査重点化（調査計画の記載内容の見直し）

- ・ 調査計画の承認審査については、基幹統計及び一般統計の承認目的に照らし、重要な事項については、引き続き詳細な記載を求めて、重点的に審査する一方、承認後の状況変化に対応しうる適正な幅を持った記載を許容して、調査実施後の検証において確認。

3. 統計作成プロセスの透明性の確保

- ・ ブラックボックス化しやすい標本抽出や復元推計の方法、事後検証に必要な目標精度・回収率等の情報について、参考情報として計画に記載。全基幹統計、一般統計の調査計画を、HPで一元的に閲覧可能として、外部検証可能性を確保。
- ・ 基幹統計の見える化状況検査は継続的にフォローアップを実施。一般統計調査についても、見える化状況検査を実施。

4. 調査担当から独立した分析的審査体制の確立

- ・ 各府省統計幹事の下に分析審査担当官を配置し、調査担当から独立した立場で、調査結果公表前の分析的審査、調査設計変更時の影響分析、調査担当における外部からの疑義照会への対応や数値等の誤り発覚後の原因分析と再発防止策の検討の総括等を担当し、調査の正確性を確保

統計委員会及び各府省の分析審査担当官は、困難な事案の分析は統計委員会の指示の下で分析審査に取り組むことや、相互に審査のノウハウや効果的な再発防止措置等に関する

情報を共有することなどを通じて、協力・連携して活動

5. システムを用いたエラーチェックの徹底

- ・ システムによるエラーチェックの実施を徹底

6. 民間事業者、地方公共団体の履行確認

- ・ 優れた能力を有する民間事業者を積極的に活用。「民間委託ガイドライン」に基づき、高い品質の確保を図る必要がある調査は業務遂行能力等を踏まえた選定方法を活用。適切な指示と履行確認の実施
- ・ 研修の強化等による調査員に対する指示の徹底や、指導員の巡回、調査員からの定期的な報告聴取等による履行状況の適切な確認。総務省統計局が実施している調査員の業務の履行状況を国が直接確認する取組（コンプライアンスチェック）を他府省でも実施。

7. 業務マニュアルの整備

- ・ 各府省のマニュアルを参考に、総務省において標準マニュアルを作成して提供
経験年数の少ない職員が多いことを踏まえ、チェックリスト化も有効。
- ・ 業務マニュアルの定期的な確認

8. 統計の利活用の促進

- ・ 利活用の拡大は統計の誤り発見の観点からも有効であることから、外部ニーズ把握等による利活用を促進。政府内利用については、下記Ⅱ－２で整備する利活用リストを活用。
調査票情報の外部利用を促進。大学や研究機関等に設置されるセキュリティーを確保したオンサイト施設において調査票情報の提供対象とする調査を計画的に拡大

9. ICTを活用した業務プロセスの見直し

- ・ オンライン調査の更なる推進。一般にオンライン調査に馴染みやすい企業対象調査、月次など調査頻度が高い調査、同一客体に継続して回答を求める調査、調査客体数の多いためオンライン利用の効果の大きい調査については、各調査の特性も踏まえつつ積極的な検討。オンライン回収率が低調な調査は、原因を分析して回収率の向上方策について検討。
ICTを最大限活用して、調査票の回収、審査集計、公表等の一連の工程を情報が正確に流れ、組織や工程の間で情報の欠落や転記ミス等の誤りが発生しないよう業務プロセス・システムの見直しを検討。過去の調査等によって得られている情報のプレプリントの推進

地方公共団体等が保有する行政記録情報の抽出、集計、転記等を行い報告してもらう調査は、作業ミスの削減や報告者負担軽減の観点から、行政記録情報の円滑な収集方法を検討

10. 公表の遅延

- ・ 遅延が頻繁に発生している調査は、調査プロセスや体制の見直し、主要項目に絞った速報値の公表等により遅延の解消を検討。それにより難しい場合、早期公表のニーズも踏まえた調査計画の公表期日の見直しについて検討。

月次統計にもかかわらず、数ヶ月に及ぶ遅延が継続的に発生しているものは、利用者ニーズや報告者負担の観点から、月次調査の必要性について再検討

II 誤り発生時の対応

1. 対応ルールの策定

- ・ 外部から結果数値に関する疑義照会があった場合の組織内情報共有等ルールを策定。
- ・ 結果数値の誤りが発見された場合、I-2の審査分析担当の下で適切な対応が図られるよう、報告様式、影響度に応じた対応方針（正誤情報の迅速な公表、利用者への連絡等）の決定、原因分析、再発防止の検討等を内容とした対応ルールを策定

再発防止の検討では、ミスが発生しにくい業務プロセスへの変更のほか、誤りを発見できなかったチェック方法の改善についても検討。過去の類似事案の有無やその際に講じた再発防止策の効果についても検証

誤り分析情報（発生頻度の高い原因、効果的な再発防止策等）は政府全体で共有し、統計作成プロセスや審査分析方法の改善に活用

2. 行政利用の事前把握

- ・ EBPM推進委員会を通じて、政府内における統計ごとの利活用状況を定期的に確認して、利活用リストや数値の誤りが発見された際の連絡ルールを定め、調査結果に誤りを発生した場合、影響を迅速・正確に把握して、適切に対応できる仕組みを整備

3. 調査関係データの保存

- ・ 調査結果の誤り等が発生した際に、過去にさかのぼって再集計が行えるよう必要なデータの保存ルールを整備。定期的なフォローアップ等を通じて適正な運用を担保
- ・ 都道府県など国以外の主体が保有・管理しているために永年保存されていない調査票情報等について、国に集約して保存

III 調査実施基盤の整備

1. 体制の確保

- ・ PDCA、分析的審査等に必要となる体制を、所管統計の重要性や数・調査実施回数に応じて、各府省統計幹事の下及び総務省（統計委員会事務局、政策統括官室）に速やかに配置
- ・ この他、統計幹事の下に、社会経済情勢を反映した調査内容の抜本的な見直し、ICTや

行政記録情報、ビッグデータの活用等による調査手法や統計作成プロセス・システムの抜本的な見直しなど、各府省内で改革のエンジンとなる企画担当や、統計リテラシーが低い政策部局が統計を作成する際の支援窓口を計画的に整備

調査担当に統計作成の各段階におけるエラーチェック、委託業者や地方公共団体への履行確認、調査票データ等の保管など、調査プロセス適正化に必要な体制を確保

- ・ 統計は、行政の合理的な意思決定の基盤となるものであり、上記を含め、その体制は中長期的な視点で継続的に確保していく必要がある。

(各府省における職員の育成)

- ・ 基幹統計及び一般統計の調査担当には、統計業務経験者を配置すること。調査の難易度、重要性、民間事業者の活用状況等も踏まえ、基幹統計には10年以上、一般統計調査のうち重要なものには5年以上の統計業務経験を有する者の配置を基本とする。
- ・ 各府省は、専門的な知識を習得させるため、統計業務を担わせる職員に計画的に研修を受講させる。初任者には原則としてオンライン研修等の初任者研修、各府省の中核的な統計人材として育成する職員については、長期研修や専門研修を積極的に受講させる。統計研究研修所の研修定員の確保、各府省における代替要員の確保など長期研修等を受講しやすい環境を整備
- ・ 各府省の統計業務を総括し、統計委員会との連携協力の要となる統計幹事及びその下の統計部門の総括体制については、組織マネジメントの能力に加え、統計に関する知識経験を有する者を充てる。所管統計が少なく、統計幹事に統計に関する十分な知見を有する者を配置することが難しい府省は、統計技術的な見地から幹事をサポートできる体制を整備
- ・ このため、各府省は、統計人材を計画的に育成。過渡期には、総務省統計研究研修所のオンライン研修や、外部人材を受け入れにより補完

特に、調査設計・集計・分析に高度な統計技術を必要とする重要統計には、当該統計に関する豊富な知識経験を有するスペシャリストを計画的に育成

職員が積極的に知識経験の取得に努め、誇りを持って統計作成に携われるよう、統計の専門知識や業務経験が評価されるような人事運用・仕組みを検討

(その他)

- ・ 統計の専門機関である総務省統計局、統計研究研修所、(独)統計センターは、各府省の統計作成を積極的に支援(支援・相談窓口の設置、各府省への人材派遣、研修生の受け入れ、調査の共同実施、受託調査等)するための基盤を整備
- ・ 都道府県の統計専任職員は、調査環境の悪化、調査員の高齢化、調査員による不適切な調査等への対応や、大規模調査実施年の業務量増に対応できる体制を確保

2. 情報システムの適正化

- ・ 毎月勤労統計において、改修などに対応できる者が限られ、また、業務仕様を明記した資料が不十分であるなど、いわば「ブラックボックス化」しているシステム。また、他の

基幹統計調査の中にも、同様のリスクを内在しているものが確認。旧式システムから脱却し、容易に改修等ができるシステムへの移行を早急かつ計画的に進めることが急務

IV. その他

1. 基幹統計、一般統計の一斉点検の対応

- ・ 計画と実際の調査プロセスに相違があったものについては、案件の種類（公表遅延、集計事項の一部集計漏れ等）ごとの対応方針に従い検討を行う。次回調査の前に計画変更が必要なものは、緊急に行う必要があるものを除き、まとめて変更手続を行う。

①公表遅延

I-9に沿って検討

②集計事項の一部集計・公表漏れ

ニーズが認められない集計事項は計画から削除。結果数値の精度や秘匿の観点から公表に適さない集計事項等は、計画からの削除や見直しを検討。その他は、速やかに集計公表

③調査対象の範囲、抽出方法、調査方法の変更

結果精度への影響等の観点から計画変更の必要性を検討

④公表方法の変更

e-Stat 等のインターネットによる公表を原則として、印刷物はニーズが認められる場合に作成

2. フォローアップ

- ・ 今回の第1次再発防止策については、1年後をメドにフォローアップを実施する。今回新たに導入した対策についても効果を確認し、コストに見合う有効性が確認できないと思われる場合は中止も検討する。